

令和8年2月5日

被指名業者様

幸手市長 木村 純夫

入札に関する遵守事項について（通知）

下記の案件について、指名競争入札を執行するので、幸手市契約規則及び幸手市競争入札参加者心得に従い、幸手市建設工事標準請負契約約款、設計図書、工事現場等を熟知のうえ、入札書及び入札金額見積内訳書を提出してください。

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名 (ゼロ債務) 市道2120号線道路舗装工事
- (2) 工事場所 幸手市大字榎野地地内
- (3) 予定価格 金5,395,000円（消費税及び地方消費税額抜き）

2 入札手続等の方法

この工事は、資料の提出、届け出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。

その他、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は「幸手市公共工事等電子入札運用基準」による。

- 3 入札書提出期間 令和8年2月20日（金）午前 9時00分から
令和8年2月24日（火）午後 3時00分まで

- 4 開札日時 令和8年2月25日（水）午前9時20分

5 入札執行に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格 無
- (3) 設計図書等

電子入札案件の設計図書等の貸与は、システムの「発注図書ファイル」に掲載してありますので、ダウンロードしてください。なお、これらを第三者に閲覧・貸与することを禁止します。また、入札後における設計図書等の取扱いについては、自社又は積算に関与した下請業者のパソコン、その他の記録媒体によるデータおよび紙等に関わらず、速やかに消去又は破棄をしてください。

(4) 質問

質問がある場合は、システムにて質問書を提出すること。

システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

ア 受付日 令和8年2月16日（月） 午前9時から午前11時まで

イ 質問に対する回答

・回答方法 システムにて回答する。

・回答期間 令和8年2月18日（水） 午後2時から

(5) 注意事項

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 契約金額の10分の1以上
- (2) 前 金 払 する（その金額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。幸手市契約規則による。）
- (3) 中間前金払 する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。幸手市中間前金払取扱要綱による。）。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の20%以内とする。
- (4) 部 分 払 する（部分払いを選択した場合に限る。幸手市契約規則による。）
- (5) 工事期間は、 契約の確定の日から令和8年7月31日までとする。

7 現場代理人の兼務 幸手市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱領による

8 その他

- (1) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。（システムにより辞退届を提出してください。）
- (2) 入札書を提出した後に、入札を辞退する場合は、開札日時前までに書面により辞退届を提出してください。
- (3) 入札書締切日時までに、システムに入札書及び入札金額見積内訳書が到着していない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 過去1年間に贈賄などの不正行為により逮捕等され又は本市内で工事事故等を起こし、かつ市に通報していない場合は、入札の2日前までに申し出てください。
- (5) 入札回数は1回とし、再度入札はいたしません。
- (6) 落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、システムにより電子くじを実施します。
- (7) 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。
- (8) 幸手市競争入札参加者心得第6条に基づく、入札金額見積内訳書を入札書と同時に提出してください。なお、入札金額見積内訳書のファイル名は、会社名（例：〇〇建設・〇〇工業）としてください。
- (9) 個人情報等取扱特記事項を遵守しなければならない。
- (10) 本工事は、初年度の支出を伴わないゼロ債務負担行為設定工事であるため、令和7年度においては前払金を行わない工事である。

(11) 問合せ

埼玉県幸手市東4-6-8

幸手市役所総務部契約管財課 契約検査管財担当 0480-43-1111